

子ども・子育て支援システム再構築業務
調達仕様書

堺市子ども青少年局子育て支援部幼保推進課

はじめに

本仕様書は、事業者が提案を行うための前提条件を規定したものである。優先交渉権者決定後、優先交渉権者の提案内容のうち有益な内容については発注者の判断により契約時に仕様書に追加するので留意すること。

第1章 全体概要

1 業務名

子ども・子育て支援システム再構築業務

2 背景

現行の子育て支援総合システムのサブシステムとして稼働している子ども・子育て支援システム（以下「現システム」という。）は、マイクロソフト社製の開発ツールを用いて作成されており、その開発ツールのサポート期限が平成32年10月となっているため、期限後の現システムの法改正等によるシステム改修や動作の保障ができなくなる。そのため、他社製のパッケージソフトを含めた新パッケージソフトへの移行を行う必要がある。

3 目的

子ども・子育て支援法関係法令の事務を正確かつ迅速に行える新たな子ども・子育て支援システム（以下「新システム」という。）への移行を行う。

4 業務概要

① 業務要件

新システムは、現行の子育て支援総合システムで利用しているハードウェア（クライアント・プリンター）での利用可能な、子ども・子育て支援法関係法令の事務を正確かつ迅速に行えるパッケージソフトウェアを基本とする。ただし、現システムと比較し市民サービスの低下が明らかに懸念される機能がある場合は、現システム機能に準じたカスタマイズを新システムにおこなうこと。（別紙「機能要件一覧」参照）

② プロジェクト管理

プロジェクト管理業務を履行するために必要な体制を構築・維持すること。また、体制図を提出すること。

③ 運用支援要件

システムの運用に必要な技術情報などの支援をおこなうこと。

5 業務対象

(1) 作業場所

① 作業場所

堺市役所、受注者の事務所および本市庁舎内の本市の指示する場所とする。原則、本市への作業員の常駐はおこなえない。ただし幼保推進課内に作業員1～2名の作業場所は提供可能。

② 作業時間

作業場所が堺市役所内の場合は、平日9時00分から17時30分までの時間帯に行うものとする。ただし、当該時間帯外の時間帯に作業する必要が生じた場合、それが本市の事情によるときは、受注者は本市の指示に従うものとする。また受注者の事情による場合は、事前に本市の承認を受けるものとする。

③ 納入場所

堺市堺区南瓦町3番1号 幼保推進課 または本市の指示する場所とする。

(2) 履行期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日までとする。

第2章 本調達の要件

1 成果物

① 提出書類

下記の提出書類を本市の承認を得たうえで、電子ファイルまたは紙帳票にて提出すること。

- ・作業計画書
- ・設計仕様書
- ・試験仕様書
- ・作業報告書
- ・納品確認書

② 提出書類の記載事項

各提出書類の記載事項は、本市の定める項目を必須とし、その他、必要な項目を記載すること。

- ③ 子ども・子育て支援システムの機能プログラム一式
- ④ 操作マニュアル・運用マニュアル
- ⑤ その他本市が必要と認めたもの

2 業務要件

(1) 対象業務名

子ども・子育て支援システム再構築業務

(2) 対象業務の概要

子ども・子育て支援法関係法令の事務を正確かつ迅速に行えるパッケージソフトウェアであり、仮想環境のサーバで対応し稼働できること。

(3) 対象業務の要件

別紙「機能要件一覧」の必須項目で示す機能を有していること。なお、仕様等に疑義が生じた場合は、必ず本市担当者と協議し承認を得ること。

(4) 対象業務の運用時間

システムの運用時間は365日（うるう年の年は366日）、24時間とする。ただし、機器の保守点検や再起動、バックアップやデータ連携など夜間に実行するバッチの処理時間を除く。また、保守及び障害対応の時間は、第1章の5の（1）②の作業時間とする。

(5) システム稼働環境

① 新システムは、下記の機器構成（仮想サーバ及びOS、ネットワーク、クライアント）上で稼働する業務アプリケーションであること。

【機器構成】

ア クライアント

利用OS	メモリ容量	台数
Windows10 LTSC (64Bit)	2GB～4GB	158
Windows 8.1 Pro (64Bit)	4GB	29

※Windows10でも正常に動作すると共に、OS変更に伴うバージョンアップを行なうこと。

イ プリンタ

メーカー	型番	台数
富士通製	XL-9440D	9
NEC 製	MultiWriter4700	10
富士ゼロックス製	DocuPrint5100d	2

ただし、平成31年度に入替えを予定しているため、後続機器において、対応可能にすること。

- ② サーバ障害が発生した場合に、他の既存システムとの責任分界点を明確にするため、新たにサーバを構築すること。（新たにサーバを構築せずとも、障害対応が可能であればこの限りではない。）新たにサーバを構築する場合は、本市の統合基盤システムの仮想サーバのリソースを利用するため、「提案書」に構築するサーバ数、必要なCPUコア数、メモリ容量、Cドライブ容量、Dドライブ容量、利用OSを明記すること。なお、本市の統合基盤システムの仮想サーバの利用条件およびリソース制限値は以下のとおり。
- ・本番環境とは別に検証環境も構築すること。
 - ・リソースは動的な使用でもシステム動作に影響を与えないこと。
 - ・64ビット版OSに対応したシステムであること。
 - ・マルチスレッド対応システムであること。
 - ・業務システムの動作不安定の原因が統合基盤システム側にあると想定される事象が発生した場合、情報化推進課からの要請により、受注者でも調査し、動作不安定の解消に協力すること。
 - ・提案する仮想サーバのリソース値等は以下の内容とすること。
 - CPUコア数 6 コア以下（2コア×3サーバ）
 - メモリ容量 28GB 以下
 - ドライブ容量 1,000GB 以下
 - 利用OS 平成37年3月末までOSのサポート期間があるOSとすること。
- ③ 新システムの稼働に必要となるソフトウェア・ミドルウェア等は、全て本契約内容に含めること。（既に本市で保有している物を除く。）
- ④ 新システムの稼働に必要となる他のソフトウェア・ミドルウェア等のメーカーサポート期限は、本番稼働後5年間（平成37年3月末）までに終了しない製品または新バージョンでの対応が可能であること。また平成33年4月までにメーカーサポート期間が終了する製品の場合は、新バージョンへのアップグレードは無償で行うこと。
- ⑤ 庁内連携については、本市の共通基盤連携システムで受信済のファイルを利用し、送信については、送信ファイルの格納場所にファイルを作成することとするが、直接共通基盤サーバと連携する場合は、本市のADのセキュリティポリシーで稼働すること。
- ⑥ 本市で住民情報系ネットワークのクライアントに導入されている、顔認証機能、持ち出し制限機能が正常に動作すること。なお、クライアントの動作不安定時等は、情報化推進課の依頼により、顔認証機能や持ち出し制限機能の保守業者と協力し、問題の解消にあたること。
- ⑦ ウイルス対策ソフトウェアは、本市の共通基盤システムのセキュリティ機能を利用すること。（リアルタイムスキャンが実施可能であること。）
- ⑧ バックアップソフトウェアは、本市の統合基盤システムで提供する。実施するシステムバック

アップ、データバックアップ等について、開始時刻、開始曜日及び世代数を本市の子育て支援総合システム構築業者と協議して決定すること。また本市情報化推進課及び統合基盤システム構築業者と協力してバックアップの運用を検討し提案を行うこと。

⑨ 外字は本市の共通基盤連携システムから配信される文字を使用すること。(①

Charsetmanager、②Systemwalker Centric Manager、③JEF 拡張幹事サポートにて運用すること。) 新サーバを構築しそのサーバに外字配信を必要とする場合は、その機能を構築すること。なお、受注者がその機能を構築することが困難な場合は、子育て支援総合システム維持管理業務委託業者と調整すること。(維持管理業務委託業者に作業費用が生じる場合は、本調達に含め受注者の負担とすること。)

⑩ 作業上の注意点

- ア 本市の作業指示に従い速やかに作業に着手すること。
- イ 契約締結後適切な時期に作業計画書、設計仕様書、試験仕様書を提出すること。
- ウ 作業の適切な時期に進捗報告、レビューを行うこと。
- エ システムテスト、テスト環境での運用テストについては受注者が実施し、本市がその検証を行う。本番データを更新する等のテストを実施する場合には、受注者において回復作業等を行うこと。ただし、本市が特に指示した場合はこの限りではない。
- オ 本市の受入テストは並行運用にて実施する。

3 開発要件

(1) スケジュール

本業務のスケジュールは、パッケージ構造等に左右されることを想定し、本市で詳細は定めないこととする。業務の繁忙期等を考慮し本市と協議うえ、平成32年3月末までにシステム稼働することを前提として最適なスケジュールを提案すること。ただし下記のマイルストーンは遵守すること。

- ・平成31年6月～新システム用サーバ構築(堺市第二期統合基盤システム内)
- ・平成32年1月～テスト運用(研修期間)
- ・平成32年3月～本番データ移行(新旧システム並行運用)
- ・平成32年4月～新システム運用開始

(2) データ移行要件

- ・平成32年3月の並行運用開始までに移行作業を完了すること。
- ・現行システム等のデータから、新システムの利用開始に必要なデータ移行を行うこと。
- ・データの移行にあたり、移行方法及びスケジュール等を移行計画書として作成し、本市の承認後に実施すること。なお、移行データの提供は、以下の4回を想定している。

- ① 移行設計用サンプルデータ
- ② テスト用全件データ
- ③ 移行リハーサル用全件データ
- ④ 本番移行用全件データ

・データ移行の役割分担

現行システムで管理しているデータの抽出項目を本市及び現システム開発者と受注者が協議し、本市にて抽出し受注者へ提供する。(データ移行用の提供ファイルの文字コードは「UTF-

16 LE) データ移行に伴うコンバート等の作業は受注者が行うものとする。新システムへ移行するための文字コード変換、業務コード変換及びレイアウト変換は、受注者にて実施すること。

・データ移行方法

データ移行に関する分析を行って、本市の負担が最小限になるよう考慮すること。データ修正作業及びオンライン入力作業は、原則発生しないようにすること。

・データ移行範囲

現在想定するデータ移行範囲は、現システムに保有するデータ全てとする。

(10.7GB)

ただし、新システムへ移行できないデータがある場合は、何らかの方法で閲覧できるように提案すること。

・移行時のエラーデータ

データ移行時にエラーや障害が発生した場合は、本市と協議のうえ、誠実に対応を行うこと。

4 プロジェクト管理

① 作業体制を確立し、作業計画書・プロジェクト体制図を作成すること

② 本市へ定例報告を実施すること

受注者は、毎月の活動実績を作業報告書(月次)として、プロジェクトの進捗状況や課題を本市に報告すること。(なお、本市が必要があるとした場合は、受注者と協議の上、周期を変更する場合がある。)

5 並行運用期間中における要件

① 本市への定例報告について

受注者は、毎月の活動実績を作業報告書(月次)として本市に報告すること。(なお、本市が必要があるとした場合は、受注者と協議の上、周期を変更する場合がある。)なお、報告書の主な内容は次の項目とする。

ア システム改修に関すること

受注者は、対象ソフトウェアに対するシステム改修について、依頼日、依頼内容、対応方法、対応状況、対応期限、リリース予定日、リリース日等、必要な項目を管理し本市に報告すること。

イ 作業依頼に関すること

受注者は、対象ソフトウェアに対するデータ調査やデータ補正等の本市からの依頼により実施した作業について、依頼日、依頼内容、対応方法、対応状況、対応期限、対応予定日、対応日、必要な項目を管理し本市に報告すること。

② システムの不具合及び不正処理、異常終了時等の障害対応

プログラムの不具合、その他のシステムの不正処理または異常終了により、データが消失、変更その他これらに類する不正な状態にあり、またはシステムが不正もしくは異常な状態にあるときはこれらを回復すること。

・作業上の注意点

- ア 作業指示または障害発生判明後ただちに障害等の原因を調査し、速やかに対処すること。
- イ 障害の程度がシステム運用に重大な影響がある場合には、障害の受付から2時間以内に本市担当者と協議し、障害の回復に必要な措置を講じること。
- ウ 本番処理が異常終了した場合、速やかに対処を行うこと。当初予定業務が正常終了しない等の重大な障害が発生した場合は、本市担当者に連絡し協議すること。
- エ 障害の回復にシステム修正を要するときは、①と同様の作業を行うこと。
- オ 障害の発生原因が、瑕疵または瑕疵外かの判断については、本市と十分に協議したうえで決定、報告すること。
- カ 他のシステムに影響を及ぼすことが判明した場合には、そのシステム名と影響の原因となる変更内容について報告し、本市の指示に従うこと。

③ システム監視要件

運用監視について、仮想マシン（ゲストOS）の死活監視及び性能情報分析は、本市情報化推進課と統合基盤システム運用業者と協力して行うこと。

④ 技術支援要件

- ・問い合わせに関すること

受注者は、本市からの質問および相談について、問い合わせ日、問い合わせ内容、回答内容、対応状況、回答期限、回答予定日、回答日、調査工数等、必要な項目を管理し本市に報告すること。

6 会議体の運営

- ・業務を履行するために必要な会議を適切に開催・運営を行い、本市の参加が必要な場合はあらかじめ本市の承認を得たうえで開催し運営をおこなうこと。

7 利用者向け集合研修の実施

- ・本市が必要と認めた場合には、利用者向けの操作研修を実施すること。
(新システム利用者 100名程度)

第3章 留意事項

1 機密保護、個人情報保護

- ・各種法令の遵守

子ども・子育て支援法関係法令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律並びにその他の各種法令及び堺市個人情報保護条例をはじめとする本市の条例、規則、及び情報セキュリティポリシー等を遵守し、業務の履行にあたること。

- ・守秘

本契約及び本業務の履行にあたり、秘密である旨本市が指定した事項を他にもらしてはならない。本契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

2 業務従事者

- ・業務従事者については、新システムについて精通する者であること。
- ・実業務遂行上の責任を負うべき業務責任者を少なくとも1名置くこと。
- ・業務責任者は、本市の指示に従って業務が履行されるよう業務管理者をおき、従事者の指揮監督を行うこと。
- ・業務管理者は、本市への定例報告を行うこと。
- ・業務管理者は、PMI (プロジェクトマネジメント協会)が認定しているPMP の資格を有すること。
- ・従事者の変更等が生じたときは、速やかに変更内容を提出すること。
- ・新システムの操作についての必要な研修を行い、従事者の資質向上を図ること。
- ・必要な事務什器、事務用品等を用意すること。

3 費用負担の範囲

- ・本業務において、本市事務所内での作業に用いる次にあげる費用および器材については、本市の負担とする。
- ・電力および水道料
- ・調整用消耗品および記録媒体
- ・上記に定める費用以外の費用および必要器材については、受注者の負担とする。

4 暴力団等の排除について

(1) 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

① 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。

② これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

(2) 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

(3) 誓約書の提出について

① 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でな

い旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約金額（税込）が500万円未満の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。

② 受注者は、契約金額（税込）が500万円以上となる再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴収して、本市へ提出しなければならない。

③ 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

(4) 不当介入に対する措置

① 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告するとともに、警察に届け出なければならない。

② 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告するとともに、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。

③ 本市は、受注者が本市に対し、①及び②に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。

④ 本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が①に定める報告及び届け出又は②に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。

5 その他

- ・システムの変更業務作業において本番データ、または本市指定帳票を使用する場合は、事前に本市担当者と協議すること。
- ・本市で行うシステム変更作業に使用する子育て支援総合システムの端末機は、原則として本市が使用を許可したものを使用すること。
- ・システムの運用・保守費用については、原則として、本業務における提案において提出された見積書の金額の範囲内によるものとする。ただし、平成32年以降の契約及び予算を確約するものではないことに留意すること。
- ・本書に定めのない事項であっても、本業務として必要なものが発生した場合は、本市、受注者相互の協議の上実施する。

平成31年度 子育て支援総合システム ネットワーク・機器構成図

平成31年4月1日現在

